

令和4年度主な施策等一覧（子ども青少年局）

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
新 規	児童虐待発生予防等のための保護者支援事業	8,786	1
	児童相談所におけるSNSを活用した相談支援体制の構築	23,000	2
	子ども会活動振興策の方向性の策定に向けた調査	8,000	3
	職員の処遇改善（児童福祉施設等）	988,037	4
	寡夫世帯への貸付事業	2,100	5
	3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化	15,438	6
	多様な集団活動事業の利用支援	48,633	7
	公立保育所へのICT機器の導入	143,000	8
	公立保育所の社会福祉法人への移管	251,306	9
	保育所等利用待機児童対策	2,475,324	10
	港児童館のセミリニューアル改修の設計	6,000	14
	3歳児健康診査における眼科検診屈折検査モデル事業	6,730	15
	妊婦のための緊急時タクシー利用券の支給	60,361	16
拡 充	デジタルトランスフォーメーションの推進（児童福祉システムの標準化に伴う調査）	60,000	17
	ナゴヤ型若者の就労支援	293,625	18
	子どもの権利擁護機関の運営	131,712	19
	子育て応援拠点の設置	317,767	20

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
拡 充	エリア支援保育所事業	22,778	21
	保育案内人の配置	166,018	22
	保育所等利用調整業務の改善	18,039	23
	児童相談所の体制強化	177,731	24
	児童虐待対応支援員の配置	189,078	25
	子育て練習講座	2,400	26
	放課後事業の推進	6,213,369	27
	延長保育事業	1,022,168	29
	一時保育事業	450,270	30
	産休・育休あけ保育所等入所予約事業	128,296	31
	私立幼稚園における預かり保育拡充事業	27,311	32
	ファミリーホーム開設に係る改修費補助	6,164	33
	医療的ケア児保育支援事業	189,567	34
	公立保育所の統合	218,275	35
	公立保育所のセミリニューアル改修の設計等	53,562	36
	北部地域療育センターの社会福祉法人への移管準備	81,582	37
	新型コロナウイルス感染症対策	1,603,246	38
	不妊治療費助成事業	480,980	40

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 児童虐待発生予防等のための 保護者支援事業	草案頁	26頁
予 定 額	8, 7 8 6 千円		
事業の概要	1 趣 旨 児童虐待の発生予防等のため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを提供する。 2 内 容 (1) 対象となる家庭 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭 (2) 実施方法 ペアレントトレーニングを実施できる団体へ委託し、講師が対象となる家庭に対して個別的に講座、ロールプレイ等を行う。 (3) 開始予定時期 令和4年10月  		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 3 9 7 8 (内線3978)		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 児童相談所におけるSNSを活用した相談支援体制の構築	草案頁	26頁
予 定 額	23,000千円		
事業の概要	1 趣 旨 様々な児童相談にリアルタイムで対応するとともに、児童虐待通告に迅速かつ確実に対応するため、児童相談所においてSNSを活用した相談支援体制の構築を図る。 2 内 容 (1) 受付時間等 24時間365日 (2) 実施体制 常時相談員2名を配置 (3) 実施方法 事業委託により実施 (4) 開始予定時期 令和4年7月  		
担 当 課	児童福祉センター中央児童相談所 電話757-6111 (代)		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 子ども会活動振興策の方向性の策定に向けた調査	草案頁	26頁
予 定 額	8, 0 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 子育て世代を取り巻く環境の変化等により、子ども会の団体数および加入者数は減少傾向が続き、既存の支援策では歯止めがかからない状況にあることから、本市における子ども会活動振興策について方向性を策定し、新しい施策の展開を図っていく必要がある。 令和4年度は、子ども会と関係性が深い地域団体等へのヒアリングなど、子ども会活動振興策の方向性の策定に向けた様々な視点による調査を実施する。 2 内 容 ・ 地域子ども会及び子ども会と関係性が深い地域団体へのヒアリング調査等の実施 ・ これまでの調査等で得られたアンケート結果や子ども会活動情報についての詳細な分析 ・ 地域活動や子ども会活動に関する有識者による監修のもとで調査を行うため、定期的な検討会議等を実施		
担 当 課	子ども未来企画部青少年家庭課 電話 9 7 2-3 2 5 6 (内線3256)		

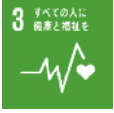
令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 職員の処遇改善（児童福祉施設等）	草案頁	26頁 27頁 28頁														
予 定 額	9 8 8 , 0 3 7 千円																
事業の概要	1 趣 旨 児童福祉施設等の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を実施するもの。																
	2 対象施設及び予定額																
	<table><tr><td>施 設 種 別</td><td>予 定 額</td></tr><tr><td>ト ワ イ ラ イ ト ル ー ム</td><td>12,342千円</td></tr><tr><td>留 守 家 庭 児 童 健 全 育 成 事 業</td><td>69,234千円</td></tr><tr><td>民 間 保 育 所 等</td><td>743,399千円</td></tr><tr><td>民 間 児 童 養 護 施 設 等</td><td>45,780千円</td></tr><tr><td>民 間 障 害 児 施 設 等</td><td>115,236千円</td></tr><tr><td>留 守 家 庭 児 童 ク ラ ブ （ 児 童 館 ）</td><td>2,046千円</td></tr></table>			施 設 種 別	予 定 額	ト ワ イ ラ イ ト ル ー ム	12,342千円	留 守 家 庭 児 童 健 全 育 成 事 業	69,234千円	民 間 保 育 所 等	743,399千円	民 間 児 童 養 護 施 設 等	45,780千円	民 間 障 害 児 施 設 等	115,236千円	留 守 家 庭 児 童 ク ラ ブ （ 児 童 館 ）	2,046千円
	施 設 種 別	予 定 額															
	ト ワ イ ラ イ ト ル ー ム	12,342千円															
	留 守 家 庭 児 童 健 全 育 成 事 業	69,234千円															
	民 間 保 育 所 等	743,399千円															
	民 間 児 童 養 護 施 設 等	45,780千円															
	民 間 障 害 児 施 設 等	115,236千円															
	留 守 家 庭 児 童 ク ラ ブ （ 児 童 館 ）	2,046千円															
※予定額は、令和4年10月以降の額																	
※令和4年2月から9月分を別途令和3年度2月補正予算案に計上																	
  																	
担 当 課	【トワイライトルーム・留守家庭児童健全育成事業に関すること】 子ども未来企画部放課後事業推進室 電話972-3091（内線3091）																
	【民間保育所等に関すること】 保育部保育企画室 電話972-2523（内線2523） 【民間児童養護施設等・民間障害児施設等に関すること】 子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516（内線2516） 【留守家庭児童クラブ（児童館）に関すること】 子ども未来企画部青少年家庭課 電話972-3256（内線3256）																

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 寡夫世帯への貸付事業	草案頁	26頁
予 定 額	2, 1 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 寡夫または寡夫の被扶養者に対し、国制度である母子父子寡婦福祉資金と同内容の寡夫福祉資金を貸し付けることにより、経済的自立と生活意欲の助長を図る。 2 内 容 (1) 対象者 ア 子が20歳以上になった父子家庭の父またはその扶養している子 イ 40歳以上の配偶者のない男子またはその扶養している子 (2) 資金の種類 ・ 修学資金 ・ 就学支度資金 など12種類 (3) 実施予定時期 令和5年1月		
担 当 課	子ども未来企画部子ども未来企画室 電話 9 7 2 - 3 0 2 5 (内線3025)  		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化	草案頁	27頁									
予 定 額	15,438千円											
事業の概要	1 趣 旨 障害の早期発見、早期療育を目的として、障害のある子ども、その疑いのある子どもが支援を受けやすくするため、障害児施設等利用料の無償化対象を3歳未満児にも拡大する。 2 対象となるサービス（3歳から5歳児と同様） 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援 等 3 対象児童 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 4 改定内容 (歳出増 8,576千円、歳入減 640千円) <table><tr><td>区 分</td><td>改定後</td><td>現 行（月額）</td></tr><tr><td>障害児通所給付費等に係る利用者負担</td><td>0円</td><td>月額上限負担額 (0円～37,200円)</td></tr><tr><td>障害児施設措置費に係る徴収金</td><td>0円</td><td>0円～152,900円</td></tr></table> 5 改定時期 令和4年10月 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 3 すべての人に 健康と福祉を 10 人や国の不平等 をなくそう			区 分	改定後	現 行（月額）	障害児通所給付費等に係る利用者負担	0円	月額上限負担額 (0円～37,200円)	障害児施設措置費に係る徴収金	0円	0円～152,900円
区 分	改定後	現 行（月額）										
障害児通所給付費等に係る利用者負担	0円	月額上限負担額 (0円～37,200円)										
障害児施設措置費に係る徴収金	0円	0円～152,900円										
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516（内線2516）											

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 多様な集団活動事業の利用支援	草案頁	28頁
予 定 額	48,633千円		
事業の概要	1 趣 旨 幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付する。 2 内 容 (1) 対象児童 対象施設等を利用する、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童 (2) 支給上限 月額 20,000 円 (3) 支給対象経費 利用料 (保育料) (4) 支給方法 保護者に対し、直接給付 (5) 対象施設等の例 ・ 認可外保育施設 ・ 施設をもたず、自然体験活動を主たる活動としているもの   		
担 当 課	保育部保育企画室 保育部保育運営課	電話 9 7 2 - 2 5 2 3 (内線 2523) 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 (内線 3095)	

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 公立保育所への I C T機器の導入	草案頁	28頁
予 定 額	1 4 3, 0 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 保護者の負担軽減や保育現場の負担軽減を図り園児と向き合う時間をより充実させることを目的として、公立保育所に I C T機器を導入する。 2 内 容 (1) 対象保育所 全公立保育所(90か所) (2) 実施内容 ア I C Tの活用 クラウドサービスを活用して、保育所と家庭および保育所内の情報共有の円滑化・効率化を図る イ タブレット端末の導入 保育中の職員がクラウドサービスにアクセスできるよう、各クラスに1台ずつタブレット端末を配置 		
担 当 課	保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 (内線3095)		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 公立保育所の社会福祉法人への移管	草案頁	28頁
予 定 額	2 5 1 , 3 0 6 千円		
事業の概要	1 趣 旨 公立保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合を進め、78 か所まで集約化し、機能強化を図ることとしており、引継ぎ共同保育等を実施し、円滑な移管を行う。		
	2 内 容		
	(1) 令和5年度移管関係分		
	区名	保育所名	実施内容
	南	芝 保 育 園	引継ぎ共同保育 補修工事 測量・不動産鑑定 等
	守山	山 下 保 育 園	
	緑	太 子 保 育 園	
	(2) 令和6年度移管関係分		
	区名	保育所名	実施内容
	千種	千代田橋保育園	移管先法人の選定懇談会経費 移転改築用地の既存建物解体工事 等
中川	富田第三保育園		
名東	牧 野 原 保 育 園		
	  		
担 当 課	保育部保育運営課 電話9 7 2 - 3 0 9 3 (内線3093)		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 保育所等利用待機児童対策	草案頁	27頁 28頁	
予 定 額	2, 4 7 5, 3 2 4 千円			
事業の概要	1 趣 旨 本市では、これまで待機児童対策に積極的に取り組んできた結果、8年連続で国の調査要領に基づく待機児童ゼロを達成した。 しかしながら、令和3年4月において、特定の園のみを希望する等の理由により保育所等を利用できていない児童が759人と高水準にあり、また今後も利用希望の増加が見込まれる地域があるため、令和5年4月の待機児童ゼロを目指し、引き続き必要な地域での対策を行う。			
	2 内 容			
	区 分	金 額	か所数	利用枠拡大数
		千円	か所	人
	民間保育所等の整備(新設)	1, 037, 070	5	380(152)
	民間保育所等の定員増を伴う老朽改築	1, 049, 253	6	68(61)
	うち令和5年4月向け対策分	492, 514	2	22(20)
	幼稚園から認定こども園への移行	167, 420	4	166(67)
	うち令和5年4月向け対策分	117, 459	3	141(57)
	賃貸方式による民間保育所等(本園)の設置	194, 385	4	240(120)
	小規模保育事業所の設置	27, 196	1	19(19)
	計	2, 475, 324	20	873(419)
	うち令和5年4月向け対策分	1, 868, 624	15	802(368)
	注1：金額については、待機児童対策としての新たな整備費等を計上 (参考) 賃貸方式による民間保育所等に対する開設後の賃借料補助 令和4年度予定額 938, 347 千円 注2：利用枠拡大数の()は、3歳未満児(再掲) 注3：「民間保育所等の定員増を伴う老朽改築」の6か所中4か所は、2か年整備のため令和6年4月に向けた待機児童対策となる。 注4：「幼稚園から認定こども園への移行」の4か所中1か所は、2か年整備のため令和6年4月に向けた待機児童対策となる。 注5：「小規模保育事業所の設置」は、幼稚園接続型とする予定			
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS			3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-3182 (内線 3182)			

民間保育所等の整備

〔新設 5 か所〕

整備予定地	千種区城山新町	北区志賀本通
施設種別	保育所	保育所
事業主体	社会福祉法人 ウィズ	社会福祉法人 ちとせ交友会
定員 (3歳未満児再掲)	90 人 (33 人)	75 人 (33 人)
開所予定	令和 5 年 4 月	

整備予定地	昭和区滝子通	中川区吉津一丁目
施設種別	保育所	保育所
事業主体	社会福祉法人 NUA	社会福祉法人 愛知中央福祉会準備会
定員 (3歳未満児再掲)	75 人 (30 人)	60 人 (24 人)
開所予定	令和 5 年 4 月	

整備予定地	守山区上志段味
施設種別	保育所
事業主体	社会福祉法人 アスクこども育成会
定員 (3歳未満児再掲)	80 人 (32 人)
開所予定	令和 5 年 4 月

民間保育所等の定員増を伴う老朽改築

〔改築6か所〕

現 施 設 名	いずみこども園	土古おおぞら保育園
整 備 予 定 地	港区善進町	港区土古町
施 設 種 別	認定こども園	保育所
事 業 主 体	社会福祉法人 いずみ会	社会福祉法人 愛名
定 員 (3歳未満児再掲)	305人 → 315人 ^{※1} (116人) → (126人)	90人 → 102人 (32人) → (42人)
改 築 予 定	令和5年4月	

※1 改築前・後の定員は1号定員15人を含み、保育の利用枠拡大数は10人(10人)。

現 施 設 名	日吉保育園	東起保育園
整 備 予 定 地	中村区千成通	中川区東起町
施 設 種 別	保育所	保育所
事 業 主 体	社会福祉法人 日吉会	社会福祉法人 起
定 員 (3歳未満児再掲)	300人 → 310人 (83人) → (92人)	134人 → 147人 (44人) → (57人)
改 築 予 定	令和6年4月	

現 施 設 名	まつかね保育園	野並保育園
整 備 予 定 地	緑区松が根台	天白区福池二丁目
施 設 種 別	保育所	保育所
事 業 主 体	社会福祉法人 明星会	社会福祉法人 野並福祉会
定 員 (3歳未満児再掲)	100人 → 110人 (31人) → (41人)	302人 → 315人 (116人) → (125人)
改 築 予 定	令和6年4月	

幼稚園から認定こども園への移行

〔改築４か所〕

現 施 設 名	明星幼稚園	弥富幼稚園
整 備 予 定 地	東区代官町	瑞穂区岳見町
施 設 種 別	認定こども園	認定こども園
事 業 主 体	学校法人 明星学園	学校法人 宝泉学園
定 員 (３歳未満児再掲)	120 人 → 105 人 ^{※2} (０人) → (18 人)	200 人 → 243 人 ^{※3} (０人) → (33 人)
改 築 予 定	令和５年４月	

※2 移行後の定員は１号定員 57 人を含み、保育の利用枠拡大数は 48 人（18 人）。

※3 移行後の定員は１号定員 165 人を含み、保育の利用枠拡大数は 78 人（33 人）。

現 施 設 名	みどり幼稚園	平手幼稚園
整 備 予 定 地	南区呼続五丁目	緑区平手北二丁目
施 設 種 別	認定こども園	認定こども園
事 業 主 体	学校法人 小池学園	学校法人 緑学園
定 員 (３歳未満児再掲)	105 人 → 101 人 ^{※4} (０人) → (６人)	210 人 → 190 人 ^{※5} (０人) → (10 人)
改 築 予 定	令和５年４月	令和６年４月

※4 移行後の定員は１号定員 86 人を含み、保育の利用枠拡大数は 15 人（６人）。

※5 移行後の定員は１号定員 165 人を含み、保育の利用枠拡大数は 25 人（10 人）。

令和4年度主な施策等一覧

健康福祉局
子ども青少年局

事 項	(新規) 港福社会館・港児童館のセミリニューアル改修の設計		草案頁	24頁 29頁				
予 定 額	12,500千円 <table><tr><td>健康福祉局</td><td>6,500千円</td></tr><tr><td>子ども青少年局</td><td>6,000千円</td></tr></table>				健康福祉局	6,500千円	子ども青少年局	6,000千円
健康福祉局	6,500千円							
子ども青少年局	6,000千円							
事業の概要	1 趣旨 港福社会館・港児童館は昭和49年度に開設されており、建物や設備の老朽化が著しいことから、セミリニューアル改修のための設計を実施する。 2 内容 館内の配管や配線、設備機器等の更新・改修のための設計を実施 3 今後の予定 令和4年度 設計 令和5年度 改修工事 4 改修工事期間中の対応 改修工事期間中は施設の利用ができないため、代替施設での運営の継続について検討を行う。 (参考) 港福社会館・港児童館 所在地：港区寛政町7丁目28番地 開設年度：昭和49年度 施設構成：1階 港福社会館 2階 港児童館  							
担 当 課	(健康福祉局) 高齢福祉部 高齢福祉課 電話 972-2542 (内線2542) (子ども青少年局) 子ども未来企画部 青少年家庭課 電話 972-3256 (内線3256)							

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 3歳児健康診査における 眼科検診屈折検査モデル事業	草案頁	33頁
予 定 額	6, 7 3 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 弱視の早期発見のために、3歳児健康診査において行っている眼科検診において、視力検査に加え、フォトスクリーナー等による屈折検査を導入して実施することが有効であると、日本眼科医会から提言されている。 屈折検査について、一部の区でモデル的に導入・実施し、課題を洗い出し、本格的な導入にむけての検証をする。 2 内 容 (1) 実施内容 3歳児健康診査眼科検診に、従来の検診内容に加え、屈折検査機器を用いた検査をモデル的に導入・実施する。 (2) 実施予定時期 令和4年6月 (3) 実施場所 2区の保健センター（分室を含め3か所）  		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 （内線2601）		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 妊婦のための緊急時タクシー 利用券の支給	草案頁	33頁
予 定 額	60,361千円		
事業の概要	1 趣 旨 妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減を図るため、タクシーによる移動支援を行うもの。 2 内 容 (1) 対象者 本市に在住する妊婦（妊娠届を提出した者及び妊娠中に市外から転入し母子健康手帳交付の申出のあった者） (2) 支援の内容 一人当たり10,000円分のタクシー利用券を交付 (3) 利用方法 対象者が緊急時にタクシーを利用する際、母子健康手帳等を提示の上、タクシー料金の支払いの一部として利用。 (4) 利用可能なタクシー 本市が事業委託契約を締結するタクシー協会又は協同組合に所属するタクシー (5) 実施予定時期 令和5年1月   		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601（内線2601）		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) デジタルトランスフォーメーションの推進（児童福祉システムの標準化に伴う調査）	草案頁	65頁
予 定 額	60,000千円		
事業の概要	1 趣 旨 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律による児童手当及び児童扶養手当にかかる業務システムの全国的な標準化へ対応するための調査を実施する。 2 内 容 児童手当及び児童扶養手当にかかる業務システムの標準準拠システム（国が作成した標準仕様書に準拠したシステム）への移行に向けて、現行システム環境の基本調査等を実施する。 3 スケジュール（予定） 令和4年度 基本調査 令和5年度 要件調査 令和6年度～ システム調達（開発） 令和7年度 標準準拠システムへ移行   		
担 当 課	子ども未来企画部子ども未来企画室 電話972-3025（内線3025）		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) ナゴヤ型若者の就労支援	草案頁	25頁
予 定 額	293,625千円		
事業の概要	1 趣 旨 「ナゴヤ型若者の就労支援」では社会的自立が困難な若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで総合的・包括的な一貫した支援を実施している。 その支援のうち「若者・企業リンクサポート事業」では意欲はあっても就労困難な若者が本人の特性や能力に応じた働き方ができるよう、若者と企業の両方をサポートする就労支援事業を実施している。 学生などの相談件数が増加していることから、就労支援員を増員するとともに、企業との連携等をより強化するため、専門のコーディネーターを配置する。 2 内 容 若者・企業リンクサポート事業の支援体制の強化 5→8名（3名増） （内訳） ○総括責任者 1名 ○就労支援員 4→6名（2名増） ○企業専門コーディネーター 1名（新規） ・就労に向けた自信につなげるため、企業と連携して若者が働くことを体験できる場の開拓、調整 ・受入企業の開拓やフォローアップ ・困難を抱える社員に関する企業への支援 など   		
担 当 課	子ども未来企画部青少年家庭課 電話972-3256（内線3256）		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子どもの権利擁護機関の運営	草案頁	25頁
予 定 額	131,712千円		
事業の概要	1 趣 旨 子どもの悩みを掘り起こすとともに、権利侵害を引き起こす制度や運用に対する積極的な提言のため、子どもの権利擁護機関の体制を強化する。 2 内 容 (1) 調査相談員の増員 ア 概要 学校等における子どもへの周知啓発に力を入れることで、いじめ、心身の問題などを始めとした子どもの権利上の問題についての悩みを掘り起こすとともに、これらの相談に的確に対応するため体制を拡充する。あわせて、部活動や塾等で遅い時間まで忙しい子どもが相談しやすいよう、相談時間を一部延長する。 イ 増員数 5人(10人→15人) ウ 相談時間の一部延長 木曜日の相談終了時間 20時→22時 エ 実施予定時期 令和4年7月 (2) 専門調査チームの新設 子どもの権利擁護委員を補助し、関係法規や現状制度等の問題点を調査・整理する専門調査チーム(非常勤特別職)を新たに配置する。    		
担 当 課	子ども未来企画部子ども未来企画室 電話211-8071		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子育て応援拠点の設置	草案頁	25頁				
予 定 額	3 1 7 , 7 6 7 千円						
事業の概要	1 趣 旨 子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点の実施か所数を増やすことで、更なる子育ての負担感や不安感の軽減、児童虐待の未然防止につなげる。 2 内 容 (1) 対象者 乳幼児及びその保護者 (2) 実施事業 ア 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 イ 一時預かり（リフレッシュ） ウ 子育て等に関する相談支援の実施 エ 子育て及び子育て支援に関する情報の収集、発信 オ 親支援プログラムの提供、講習会の実施 カ 子育てを支援する団体や機関との協力、連携の強化 (3) 拡充内容 ア 実施か所数 <table><tr><td>令和4年度</td><td>前年度比較</td></tr><tr><td>16か所</td><td>4 か所増</td></tr></table> イ 実施方法 公募により事業委託先を選定 ウ 実施予定時期 令和4年10月  3 すべての人に健康と福祉を  16 平和と公正をすべての人に 			令和4年度	前年度比較	16か所	4 か所増
令和4年度	前年度比較						
16か所	4 か所増						
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話9 7 2 - 2 6 0 1 （内線2601）						

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) エリア支援保育所事業	草案頁	26頁									
予 定 額	22,778千円											
事業の概要	1 趣 旨 地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、各エリアにおいて研修等の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート等を行うエリア支援保育所事業の実施か所数を拡大する。											
	2 内 容 (1) 事業内容 ア 保育の質の向上 ・保育の質の向上を目的とした研修等の企画・調整 ・訪問支援や個別支援等、公立・民間保育所等におけるセーフティネット機能確保のための働きかけ イ 地域の子育て家庭への支援 ・個別相談支援や地域の子育てサロン等への職員派遣などの支援 ・区役所や保健センター等の関係機関とのネットワークの構築											
	(2) 実施か所数											
	<table><tr><td>区 分</td><td>令和4年度 実施か所数</td><td>増 減</td></tr><tr><td>サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)</td><td>19 か所</td><td>—</td></tr><tr><td>一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)</td><td>28 か所</td><td>5 か所増 (神松 (南区) 五条 (南区) 本星崎 (南区) 片平 (緑区) 旭出 (緑区))</td></tr></table>			区 分	令和4年度 実施か所数	増 減	サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)	19 か所	—	一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)	28 か所	5 か所増 (神松 (南区) 五条 (南区) 本星崎 (南区) 片平 (緑区) 旭出 (緑区))
	区 分	令和4年度 実施か所数	増 減									
サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)	19 か所	—										
一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)	28 か所	5 か所増 (神松 (南区) 五条 (南区) 本星崎 (南区) 片平 (緑区) 旭出 (緑区))										
※各地域において、サポート園と一般園が2～4園でユニットを組み、協力してエリア内で事業を実施												
担 当 課	保育部保育運営課 電話972－3095 (内線3095)											

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 保育案内人(ほいくあんないびと)の配置	草案頁	26頁
予 定 額	166,018千円		
事業の概要	1 趣 旨 区役所・支所において、保育所等に関する情報提供、相談など個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う非常勤職員として配置している保育案内人（ほいくあんないびと）を増員する。 2 内 容 (1) 新たに配置する人数 4人（北区楠支所・西区山田支所・中川区富田支所・港区南陽支所） ※令和3年度：40人→令和4年度：44人 (2) 主な業務内容 ア 区役所窓口等における保育サービスに関する相談や案内 イ 保育利用申込書の記載方法等の案内 ウ 保育所等未利用児童及び保護者の状況把握（アフターフォロー）や相談記録の作成 エ 多様な保育サービス等に関する情報収集や情報提供 オ 地域の子育てサロン等への出張相談   		
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 （内線 2523）		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 保育所等利用調整業務の改善	草案頁	26頁
予 定 額	18,039千円		
事業の概要	1 趣 旨 各区役所・支所における市民からの保育所等の利用に関する相談対応や保育所等利用調整業務の効率化を図るため、相談業務用タブレット端末の配置及び利用調整システムの導入を行う。 2 内 容 (1) 相談業務用タブレット端末の配置 インターネットを利用できるタブレット端末を各区・支所・保育企画室に配置。 (2) 利用調整システムの導入 令和4年10月から受付を開始する、令和5年4月向け保育所等利用申込みにかかる利用調整において、利用調整システムによる自動調整を実施。   		
担 当 課	保育部保育企画室 電話 972-2523 (内線 2523)		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 児童相談所の体制強化	草案頁	26頁
予 定 額	177,731千円		
事業の概要	1 趣 旨 児童虐待通告等に迅速かつ的確に対応し、虐待通告受理後原則48時間以内の子どもの安全確認を着実に実施するため、児童相談所における相談受付対応及び休日夜間体制の強化を引き続き図るとともに、医療機関等と連携した支援を推進するため、医療連携支援コーディネーターを増員する。 2 内 容 (1) 職員数 令和3年度 1名 (中央児童相談所 1名) ↓ 令和4年度 3名 (各児童相談所 1名) (2) 主な業務内容 ア 診療情報の収集 イ 子どもの入院に向けた医療機関との調整 ウ 子どもの退院に係る医療機関等とのケース会議への参加 エ 訪問看護事業所と連携した在宅支援の推進  		
担 当 課	児童福祉センター中央児童相談所 電話 757-6111 (代)		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 児童虐待対応支援員の配置	草案頁	26頁
予 定 額	189,078千円		
事業の概要	1 趣 旨 高い水準で推移する児童虐待相談に対して、地域に身近な窓口である区役所・支所が、児童相談所との適切な役割分担のもとで、より迅速かつ的確な対応を図る体制を確保するため、児童虐待対応支援員を増員する。 2 内 容 (1) 増員数 児童虐待対応支援員を7名増員(※)し、46名配置する。 ※名東区に2名、中川区・守山区・緑区・天白区・徳重支所に各1名増員予定 (2) 主な業務内容 ア 社会福祉事務所への児童虐待通告に関し、家庭訪問を含む調査、必要な実情の把握(児童の安全確認を含む) イ 児童虐待事案について、児童相談所等と情報交換を実施する等の関係機関との連携業務 ウ 社会福祉事務所が所管する児童虐待事案について、定期的な家庭訪問などの継続指導 エ 児童の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ実施する必要な調査及び指導並びにこれらに付随する業務		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-3978(内線3978)		



令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子育て練習講座	草案頁	26頁
予 定 額	2, 4 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 子どもの発達による自己主張等を端緒として発生する児童虐待の発生予防を図ることを目的として実施している子育て練習講座において、より多くの保護者が学ぶ機会を作る。 2 内 容 (1) 現状 子育て支援のプログラムに精通した講師による講座を開催している。 (2) 拡充内容 暴力・暴言によらない子育て方法を学ぶための動画を作成し、配信する。  		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 3 9 7 8 (内線3978)		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 放課後事業の推進	草案頁	26頁
予 定 額	6, 2 1 3, 3 6 9 千円		
事業の概要	1 趣 旨 子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境を整備するため、トワイライトスクール・トワイライトルームを実施するとともに、留守家庭児童育成会に対し運営助成をしている。 放課後事業の一層の推進を図るため、留守家庭児童健全育成事業助成を拡充するとともに、トワイライトルームの実施か所数を拡大する。 2 内 容 (1) 留守家庭児童健全育成事業 ア 利用児童受入促進（拡充） (ア) 児童の数36人～45人の育成会の補助基準額の増額 a 対 象 36人～45人の児童の受け入れを行っている育成会 b 内 容 同額である児童数36人～45人の国補助基準額に加え1人増あたり26千円ずつ増額 年額4,672千円 → 年額4,672千円～4,906千円 c 予定額 4,758千円 (イ) 分割等による指導員確保経費の助成 a 対 象 受け入れ児童数を増やすため、分割等により、指導員の確保を行う育成会 b 助成限度額 1か所あたり1,622千円（実施か所数：7か所）		

	c 助成割合 事業実施に要する費用の3分の2 d 予定額 11,354千円 イ 専用室等の環境改善（拡充） (7) 留守家庭児童専用室の仕様の改善 a 概 要 本市が育成会に対して新たに無償貸与を行う留守家庭児童専用室について、酷暑期の遮熱性を確保するため、天井の仕様改善を実施。 b 予定額 2,450千円 (4) 環境改善事業助成の実施 a 対 象 エアコン等の設備の整備及び備品の購入を行う育成会 b 助成限度額 1か所あたり1,000千円（実施か所数：61か所） c 予定額 61,000千円 (2) トワイライトルーム実施か所数の増（拡充） ア 実施か所数 52校 → 56校 イ 予定額 1,105,932千円   
担 当 課	子ども未来企画部放課後事業推進室 電話 9 7 2 - 3 0 8 4 （内線3084）

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 延長保育事業	草案頁	27頁	
予 定 額	1, 0 2 2, 1 6 8 千円			
事業の概要	1 趣 旨 保育所等において利用時間帯を超えて延長して保育を行う延長保育について実施か所数を拡大することにより、保護者の就労時間の多様化に対応する。			
	2 実施か所数 通常の開所時間からの延長保育（11 時間を超えて保育する場合）			
	区 分		4 年度	増 減
	1 時 間 延 長	公 立	75 か所	3 か所減
		民 間	382 か所	23 か所増
	2 時 間 延 長	民 間	17 か所	1 か所増
	4 時 間 延 長	民 間	4 か所	—
	6 時 間 延 長	民 間	2 か所	—
	夜 間 保 育 延 長 (翌午前1時までの延長保育)	民 間	3 か所	—
	夜 間 保 育 延 長 (翌午前2時までの延長保育)	民 間	1 か所	—
合 計		484 か所	21 か所増	
※上記のほか、保育短時間認定児の延長保育について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所で実施				
  				
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 （内線 2523） 保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 （内線 3095）			

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 一時保育事業	草案頁	27頁																																
予 定 額	4 5 0 , 2 7 0 千円																																		
事業の概要	1 趣 旨 保育所等における一時保育事業や、私立幼稚園等における一時預かり事業の実施か所数を拡大することにより子育て支援の充実を図る。																																		
	2 実施か所数																																		
	<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>4 年 度</td><td>増 減</td></tr><tr><td colspan="2">保育所等における一時保育事業</td><td>66 か所</td><td>4 か所増</td></tr><tr><td></td><td>公 立 保 育 所</td><td>4 か所</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>民 間 保 育 所 等</td><td>55 か所</td><td>4 か所増</td></tr><tr><td></td><td>小 規 模 保 育 事 業 所</td><td>7 か所</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">私立幼稚園等における一時預かり事業</td><td>91 か所</td><td>3 か所増</td></tr><tr><td></td><td>幼 稚 園 型 I</td><td>83 か所</td><td>1 か所増</td></tr><tr><td></td><td>幼 稚 園 型 II</td><td>8 か所</td><td>2 か所増</td></tr></table>			区 分		4 年 度	増 減	保育所等における一時保育事業		66 か所	4 か所増		公 立 保 育 所	4 か所	—		民 間 保 育 所 等	55 か所	4 か所増		小 規 模 保 育 事 業 所	7 か所	—	私立幼稚園等における一時預かり事業		91 か所	3 か所増		幼 稚 園 型 I	83 か所	1 か所増		幼 稚 園 型 II	8 か所	2 か所増
	区 分		4 年 度	増 減																															
	保育所等における一時保育事業		66 か所	4 か所増																															
		公 立 保 育 所	4 か所	—																															
		民 間 保 育 所 等	55 か所	4 か所増																															
		小 規 模 保 育 事 業 所	7 か所	—																															
	私立幼稚園等における一時預かり事業		91 か所	3 か所増																															
		幼 稚 園 型 I	83 か所	1 か所増																															
	幼 稚 園 型 II	8 か所	2 か所増																																
※上記のほか、公立保育所 86 か所において、平日に市内 8 か所程度でリフレッシュ保育に特化した事業を実施																																			
3 内 容																																			
(1) 保育所等における一時保育事業																																			
家庭保育が一時的に困難となる場合に、児童を預かる事業																																			
(2) 私立幼稚園等における一時預かり事業																																			
幼稚園型Ⅰ：夕刻や夏休み等に 1 号認定の在園児（保育の必要性のない児童）を一時的に預かる事業																																			
幼稚園型Ⅱ：保育を必要とする 2 歳児を受け入れる事業																																			
																																			
担 当 課	保育部保育企画室 保育部保育運営課	電話 9 7 2 - 2 5 2 3 (内線 2523) 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 (内線 3095)																																	

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 産休・育休あけ保育所等入所予約事業	草案頁	28頁												
予 定 額	128,296千円														
事業の概要	1 趣 旨 産休・育休あけ時に保育所及び認定こども園を利用できるよう、産休・育休開始時に利用する施設を指定して予約を行う保育所等入所予約事業について、実施か所数を拡大し、子育て家庭に対する就労支援の充実を図る。 2 実施か所数 <table><tr><td>区 分</td><td>4年度</td><td>増 減</td></tr><tr><td>公立保育所</td><td>7か所</td><td>—</td></tr><tr><td>民間保育所等</td><td>106か所</td><td>2か所増</td></tr><tr><td>計</td><td>113か所</td><td>2か所増</td></tr></table> 3 予約方法 出産予定日の8週間前の日以降に利用予定日及び利用予定施設を特定して区役所・支所に予約の申し込みを行う。   			区 分	4年度	増 減	公立保育所	7か所	—	民間保育所等	106か所	2か所増	計	113か所	2か所増
区 分	4年度	増 減													
公立保育所	7か所	—													
民間保育所等	106か所	2か所増													
計	113か所	2か所増													
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-2523 (内線 2523) 保育部保育運営課 電話972-3095 (内線 3095)														

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 私立幼稚園における預かり保育 拡充事業	草案頁	28頁										
予 定 額	27,311千円												
事業の概要	1 趣 旨 私立幼稚園において、夏休み等に預かり保育を必要とする在園児を受け入れる私立幼稚園における預かり保育拡充事業の実施か所数を拡大することにより、子育て支援の充実を図る。 2 実施か所数 20 か所（3 か所増） 3 内 容 (1) 対象児童 保育を必要とする私立幼稚園の在園児 (2) 実施時間 ア 基本時間 <table><tr><td>区 分</td><td>時 間</td></tr><tr><td>平 日</td><td>教育時間終了時刻～17 時</td></tr><tr><td>長期休業日 (土日除く)</td><td>平日における開園時刻～17 時</td></tr></table> イ 付加時間 <table><tr><td>区 分</td><td>時 間</td></tr><tr><td>土 曜</td><td>教育時間終了時刻～17 時</td></tr></table> 			区 分	時 間	平 日	教育時間終了時刻～17 時	長期休業日 (土日除く)	平日における開園時刻～17 時	区 分	時 間	土 曜	教育時間終了時刻～17 時
区 分	時 間												
平 日	教育時間終了時刻～17 時												
長期休業日 (土日除く)	平日における開園時刻～17 時												
区 分	時 間												
土 曜	教育時間終了時刻～17 時												
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3（内線 2523）												

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) ファミリーホーム開設に係る 改修費補助	草案頁	28頁
予 定 額	6, 1 6 4 千円		
事業の概要	1 趣 旨 ファミリーホームの開設を促進し、家庭養育の推進を図るため、ファミリーホーム開設に係る改修費等の補助を行う。 2 内 容 ファミリーホームの開設に必要な居室の改修整備、設備整備等にかかる経費を補助 3 実施か所数 2 か所（8 か所→10か所）   		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 （内線2516）		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 医療的ケア児保育支援事業	草案頁	28頁
予 定 額	189,567千円		
事業の概要	1 趣 旨 令和元年度から公立保育所において「医療的ケア児保育支援モデル事業」を実施してきた。その中で医療的ケア児受け入れのための課題や必要な体制等の検討ができたこと、また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことから、令和4年度の本格実施にあたり、医療的ケア児を受け入れる保育施設の拡充を図るとともに、医療的ケア児の受け入れを促進するための体制整備を行う。 2 予定額 (1) 民間保育所等（新規） 105,904千円 (2) 公立保育所等（拡充） 83,663千円 3 内 容 (1) 民間保育所等への支援 民間保育所等における医療的ケア児受け入れに対して、看護師の配置等にかかる経費を新たに補助する。 (2) 公立保育所への看護師の配置等 公立保育所において新たに受け入れる医療的ケア児に対して、看護師の配置等を行う。 (3) 医療的ケア児保育支援検討会（仮称）の設置 医療的ケア児の受け入れについての検討やガイドラインの策定等を行うため、医師等により構成される検討会を設置する。   		
担 当 課	保育部保育企画室 保育部保育運営課	電話 9 7 2 - 2 5 2 3 （内線 2523） 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 （内線 3095）	

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 公立保育所の統合	草案頁	28頁
予 定 額	2 1 8 , 2 7 5 千円		
事業の概要	1 趣 旨 令和4年4月統合の北区の上飯田保育園（仮称）及び守山区の本地保育園（仮称）について、統合後の保育を円滑に行うため、必要な改修工事等を実施する。		
	2 内 容		
	(1) 上飯田保育園（仮称）		
	区 分	内 容	
	概 要	上飯田東保育園と上飯田南保育園の統合	
	場 所	北区上飯田南町（上飯田南保育園）	
	定 員	140人	
	実施内容	仮設園舎リース等	
	(2) 本地保育園（仮称）		
	区 分	内 容	
概 要	本地第一保育園と本地第二保育園の統合		
場 所	守山区本地が丘（本地第一保育園）※		
定 員	100人		
実施内容	リニューアル改修工事等		
※統合後、令和4年度は改修のため本地第二保育園で保育を実施			
			
担 当 課	保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 3 （内線3093）		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 公立保育所のセミリニューアル改修の設計等	草案頁	29頁
予 定 額	53,562千円		
事業の概要	1 趣 旨		
	公立保育所は施設や設備の老朽化が進んでいることから、「名古屋市市設建築物の個別施設計画」に基づき、保育環境の改善とともに建物の長寿命化を図るため、計画的にリニューアル改修等を実施する。		
	2 内 容		
	(1) 調査 4か所		
	区名	保育所名	実施内容
	千種	宮 根 保 育 園	改修内容、仮設園舎の規模、工事工程等の改修手法を検討
	中	中 保 育 園	
	守山	中志段味保育園	
	名東	猪子石第二保育園	
	(2) 設計 4か所		
	区名	保育所名	実施内容
	中川	十 番 保 育 園	令和3年度に調査を実施した保育所について、外壁・屋上防水、内装改修、設備機器等の更新、園庭改修を一体的に行うための工事設計及び仮設園舎設計等を実施
	港	南陽第一保育園	
	港	南陽第三保育園	
	守山	大 森 保 育 園	
	(3) 準備工事 1か所		
区名	保育所名	実施内容	
港	南陽第一保育園	仮設園舎設置により使用できなくなる園庭の代替施設を整備	
 			
担 当 課	保育部保育運営課 電話972-3095 (内線3095)		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 北部地域療育センターの 社会福祉法人への移管準備	草案頁	29頁
予 定 額	81,582千円		
事業の概要	1 趣 旨 北部地域療育センターについて、社会福祉法人への移管を実施することとしているが、移管に伴い療育内容が大きく変化しないよう引継ぎ共同療育等を実施し、円滑な移管を行う。 2 内 容 北部地域療育センターを引継ぐ社会福祉法人の職員が名古屋市の職員と引継ぎ共同療育を行うとともに、補修工事等を実施するもの。 3 今後のスケジュール 令和4年度 引継ぎ共同療育等 令和5年度 社会福祉法人へ移管 (参 考) ○北部地域療育センターの概要 所 在 地：西区新福寺 施 設 種 別：福祉型児童発達支援センター及び診療所 定員（通園）：40人 ○北部地域療育センターを引継ぐ社会福祉法人 社会福祉法人 よつ葉の会   		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2—2 6 2 6（内線2626）		

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 新型コロナウイルス感染症対策	草案頁	29頁 33頁
予 定 額	1, 6 0 3, 2 4 6 千円		
事業の概要	1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症への対応として、児童福祉施設等における感染拡大防止策や妊産婦への支援事業等を実施する。 2 内 容 (1) 児童福祉施設等の衛生用品購入等（継続） ア 概 要 保育所、留守家庭児童育成会、トワイライトスクール・トワイライトルーム等へのマスクや消毒液等の購入等 イ 予定額 659,800千円 (2) 児童福祉施設等への感染症対策改修費補助等（新規） ア 概 要 非接触型の蛇口の設置など感染症対策に係る改修の実施経費に対する補助等 イ 予定額 840,560千円 (3) 児童福祉施設等利用料の軽減（継続） ア 概 要 本市からの施設の利用自粛要請に応じた方などへ、利用者負担を軽減するための補助等 イ 予定額 5,893千円 (4) 産前・産後ヘルプ事業利用料の軽減（継続） ア 概 要 里帰り出産が困難となった妊産婦に対して、育児支援サービスである産前・産後ヘルプ事業の利用料を軽減 イ 予定額 6,500千円 (5) 児童養護施設等への看護師派遣（継続） ア 概 要 入所児童が新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者となった場合等に対応する看護師を施設に派遣 イ 予定額 1,500千円		

	(6) 感染防止に配慮した障害児通所支援提供体制の確保等 (継続) ア 概 要 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等に対する補助 イ 予定額 5,000千円 (7) 留守家庭児童健全育成事業における専用室の仕様改善 (継続) ア 概 要 留守家庭児童専用室において、新型コロナウイルス感染症予防の観点から手洗い場を標準仕様として追加 イ 予定額 4,004千円 (8) 留守家庭児童健全育成事業における情報通信ネットワーク環境整備等助成 (新規) ア 概 要 児童活動の充実等を図るため、無線LAN環境の整備等を行った留守家庭児童育成会に助成 イ 予定額 3,500千円 (9) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助 (新規) ア 概 要 自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯を対象とする住宅借り上げ資金の貸付事業に対して補助 イ 予定額 37,834千円 (10) 妊婦への分べん前PCR検査等 (継続) ア 概 要 不安を抱える妊婦への分べん前のPCR等検査、新型コロナウイルスへの感染が確認された妊産婦へ訪問等の支援を実施 イ 予定額 38,655千円   
担 当 課	【2 (1)、2 (2)、2 (3) に関すること】 企画経理課 電話 9 7 2 - 3 0 8 0 (内線3080) 【2 (4)、2 (10) に関すること】 子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 (内線2601) 【2 (5)、2 (6) に関すること】 子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 (内線2516) 【2 (9) に関すること】 子ども未来企画部子ども未来企画室 電話 9 7 2 - 3 0 2 5 (内線3025) 【2 (7)、2 (8) に関すること】 子ども未来企画部放課後事業推進室 電話 9 7 2 - 3 0 8 4 (内線3084)

令和4年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 不妊治療費助成事業	草案頁	33頁
予 定 額	480,980千円		
事業の概要	趣 旨 不妊治療が令和4年4月治療開始分から保険適用となることに伴い、不妊治療費助成事業は廃止となるが、それ以前に治療を開始し、年度をまたがって令和4年度中に治療を終了する場合についての助成を、経過措置として継続するもの。 (参考) 現行の不妊治療費助成事業 1 特定不妊治療 (1) 対象者 以下のすべてに該当するもの ・婚姻している夫婦（事実婚含む） ・名古屋市内に住所を有するもの ・助成対象となる治療の開始日における妻の年齢が43歳未満 (2) 対象となる治療 体外受精及び顕微授精 (3) 助成上限額 30万円 〔ただし以前に凍結した胚を解凍して移植した場合及び卵が得られない等で治療を中止した場合は10万円〕 2 一般不妊治療 (1) 対象者 特定不妊治療と同じ (2) 対象となる治療 人工授精 (3) 助成上限額 4万5千円		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601（内線2601）		

